

様式1（第5条関係）

要介護認定等の情報提供に係る申請書

令和 年 月 日

川崎町長 殿

川崎町介護保険認定業務に係る情報提供に関する事務取扱要綱第5条の規定により次のとおり、資料の提供を申請します。

申請者	フリガナ										
	氏名	印									
	住所	〒		-		電話番号 () -					
	事業者施設等	名称									
		住所	〒		-		電話番号				
被保険者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 親族 () <input type="checkbox"/> 居宅介護支援事業者 <input type="checkbox"/> 介護予防支援事業者 <input type="checkbox"/> 介護保険施設 <input type="checkbox"/> (介護予防) 小規模多機能型居宅介護を行う事業所 <input type="checkbox"/> (地域密着型) 特定施設入居者生活介護を行う事業所 <input type="checkbox"/> (介護予防) 認知症対応型共同生活介護を行う事業所 <input type="checkbox"/> 地域密着型介護老人福祉施設 <input type="checkbox"/> 主治医										
被保険者	被保険者番号										
	フリガナ										
	氏名										
	住所	〒		-		電話番号 () -					
申請資料	<input type="checkbox"/> 認定調査票 (概況調査) <input type="checkbox"/> 介護認定 (一次判定結果等) <input type="checkbox"/> 認定調査票 (基本調査) <input type="checkbox"/> 主治医意見書 <input type="checkbox"/> 認定調査票 (特記事項) <input type="checkbox"/> 介護認定審査会会議録										
申請方法	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (<input type="checkbox"/> 郵送希望)										

同意欄

川崎町が保有する上記の資料について、申請者に資料を提供することに同意します。 令和 年 月 日 川崎町長 殿 被保険者署名
--

※ 要介護等認定申請時に、上記の資料提供に係る同意が文書により既になされている場合は、同意欄への署名を省略することができます。

川崎町記載欄（記入不要）

請求者確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()
同意の確認	<input type="checkbox"/> 要介護等認定申請書 <input type="checkbox"/> 契約書類 <input type="checkbox"/> その他 ()

[遵守事項]

- 1 提供を受けた資料に係る被保険者の情報（以下「被保険者情報」という。）又は被保険者の親族の情報（以下「親族情報」という。）は、被保険者の最適な介護サービス計画、介護予防サービス計画の作成並びに総合的かつ効果的で良質な介護サービス及び介護予防サービスの提供のために使用すること。
- 2 被保険者情報を本人からの文書による同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を当該親族からの文書による同意を得ることなく当該親族以外の者に知らせ、若しくは提供してはならないこと。
- 3 居宅介護支援事業者や介護保険施設が資料の提供を受けた場合は、職員その他の従業者又は職員その他の従業者であった者が、上記1・2の事項を遵守するよう必要な措置を講ずること。
- 4 被保険者の同意を得ることなく、提供を受けた資料を介護サービス計画及び介護予防サービス計画の作成以外の目的で複写し、又は複製しないこと。
- 5 提供を受けた資料は厳重に管理し、紛失又は破損しないよう適正な保管に努めるとともに、提供を受けた資料を紛失又は破損した場合は、直ちに川崎町長に連絡し、その指示に従うこと。
- 6 提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写し、又は複製したものを含む。）を廃棄すること。
- 7 川崎町長から資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときは、速やかにこれに応じること。

[注意事項]

上記の遵守事項に違反した場合は、今後、資料の提供を行わないことがあります。